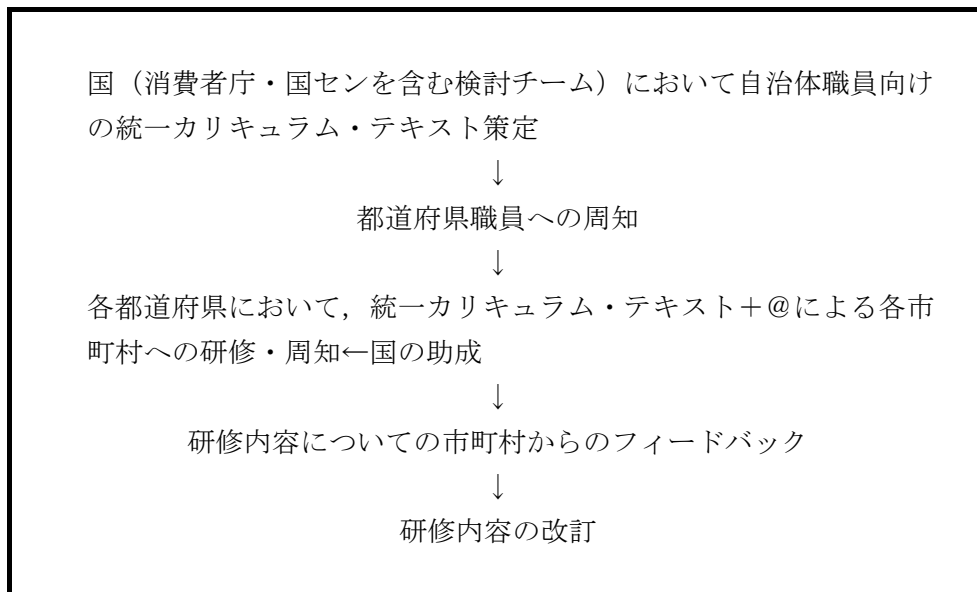


## 1 消費者行政担当職員への研修について

国センで重点的な研修を行っているが、国センの研修だけで全国の自治体職員向け研修をカバーするのは限界。

「地域の在り方検討会」の結論等を踏まえ、コアな部分については国として統一的なカリキュラム・テキストを作成し、都道府県職員に周知する必要があるのではないか。また都道府県においては、これをベースに各市町村の職員に研修等で周知徹底してもらう必要があるのではないか。



## 2 地域連携の構築の地方への発信について

改正消安法による消費生活協力員と、消費者教育推進法にもとづくコーディネーター（サポーター）との関係がわかりにくいとの指摘がある。

→国として、具体的な活動例（重複する場合としない場合あり）を示しつつ、目的や活動内容における共通点と相違点を明確に認識してもらう必要があるのではないか。

### 【共通する活動例】

- ・取引被害情報を見守りネットワークに伝達して被害予防  
←消費生活協力員○ コーディネーター○（被害情報とあわせて、被害多発の背景、法制度の概要、今後の課題等について見守り関係者に周知）

### 【共通しにくい活動例】

- 一般消費者向けに地産地消の体験型イベントを開催（簡単な事前レク+農業体験など）  
←消費生活協力員△（見守り対象者と信頼関係を構築するきっかけになるという側面もある） コーディネーター○

以上